

九四・三	散弾銃用彈藥筒及びその部分品並びに空氣銃用小彈丸彈藥筒	八・二%	G/H/S/セ
九四・三	その他のもの	八・二%	G/H/S/セ
九四・三	その他の彈藥筒及びその部分品	八・二%	G/H/S/セ
九四・三	狩獵用又はスポーツ用のもの	八・二%	G/H/S/セ
九四・三	腰掛け（寝台として兼用することができものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	航空機に使用する種類の腰掛け	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	自動車に使用する種類の腰掛け	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	回転腰掛け（高さを調節することができものに限る。）	五・四%	G/H/S/セ
九四・三	革張りのもの	五・七%	G/H/S/セ
九四・三	とう製のもの	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	その他のもの	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	腰掛け（寝台として兼用することができものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	とう、オーシヤ、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	五・七%	G/H/S/セ
九四・三	とう製のもの	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	その他のもの	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	アップホルスターのもの	五・四%	G/H/S/セ
九四・三	革張りのもの	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	その他のもの	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	その他の腰掛け（金屬製フレームのものに限る。）	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	アップホルスターのもの	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	その他のもの	四・八%	G/H/S/セ
九四・三	その他の腰掛け	四・八%	G/H/S/セ

九四〇・一六	大理石製のもの その他のもの	無税 四・八％	G/H S/セ
九四〇・一七	部分品 医療用又は獣医療用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	無税 四・八％	G/H S/セ
九四〇・一八	歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品	四・八％	G/H S/セ
九四〇・一九	その他のもの	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二〇	その他の家具及びその部分品	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二一	事務所において使用する種類の金属製家具	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二二	その他の金属製家具	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二三	事務所において使用する種類の木製家具	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二四	台所において使用する種類の木製家具	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二五	寝室において使用する種類の木製家具	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二六	その他の木製家具 棚付き家具（食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものに限る。）	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二七	その他のもの	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二八	プラスチック製家具	四・八％	G/H S/セ
九四〇・二九	その他の材料（とう、オーシア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具	四・八％	G/H S/セ
九四〇・三〇	とう製のもの	五・七％	G/H S/セ
九四〇・三一	大理石製のもの	無税	G/H S/セ

九四・五・三	その他のもの	四・八%	G/H/S/全
九四・五・四	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	四・八%	G/H/S/全
	電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）		
	サーチライト及びスポットライト	無税	G/H/S/全
	その他のもの		
	木製のもの	四%	G/H/S/全
	大理石製のもの	無税	G/H/S/全
	その他のもの	四・八%	G/H/S/全
九四・五・五	非電気式のランプその他の照明器具		
	大理石製のもの	無税	G/H/S/全
	その他のもの	四・八%	G/H/S/全
九四・五・六	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品		
	木製のもの	四%	G/H/S/全
	ガラス製のもの	五・五%	G/H/S/全
	腸製、ゴールドビーターズス		
	キン製、ばうこう製又は腸製のもの	四・九%	G/H/S/全
	その他のもの	七・二%	G/H/S/全
	部分品		
九四・五・九	ガラス製のもの	五・八%	G/H/S/全
九四・五・九・一	プラスチック製のもの	五・八%	G/H/S/全
九四・五・九・二	その他のもの	四%	G/H/S/全
	木製のもの	無税	G/H/S/全
	大理石製のもの	四・八%	G/H/S/全
	その他のもの	三・九%	G/H/S/全
九四・六・三	プレハブ建築物		
九四・六・四	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限り、例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車	四・八%	G/H/S/全
九四・六・五	人形（人間を模したものに限り、）		

九五三・〇	人形（服を着せてあるかないかを問わない。） 部分品及び附属品	五・八％	G/H S/セ
九五三・九	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	五・八％	G/H S/セ
九五三・九	子	五・八％	G/H S/セ
九五三・三	その他のもの	五・八％	G/H S/セ
九五三・二	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル 電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む） 縮尺模型又はプラスチック製のもの 縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものと除く。） 第九五〇三・一〇号のものを除く。）	五・八％ 四・二％	G/H S/セ G/H S/セ
九五三・二	単金属製又はプラスチック製のもの	五・八％	G/H S/セ
九五三・二	その他のもの	四・二％	G/H S/セ
九五三・二	縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものと除く。）	五・八％	G/H S/セ
九五三・二	単金属製又はプラスチック製のもの	四・二％	G/H S/セ
九五三・二	その他のもの	五・八％	G/H S/セ
九五三・二	その他の組立てセット及び組立てがん具	四・二％	G/H S/セ
九五三・二	単金属製又はプラスチック製のもの	五・八％	G/H S/セ
九五三・二	その他のもの	四・二％	G/H S/セ
九五三・二	がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	五・八％	G/H S/セ
九五三・二	詰物をしたもの	四・二％	G/H S/セ
九五三・二	紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	五・八％	G/H S/セ
九五三・二	その他のもの	四・二％	G/H S/セ
九五三・二	紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの	五・八％	G/H S/セ
九五三・二	その他のもの	四・二％	G/H S/セ

九五三・五〇	楽器類（がんに限る。） 紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの その他のもの	五・八％ 四・二％	G/H S / 全 G/H S / 全
九五三・六〇	パズル 単金属製又はプラスチック製のもの その他のもの その他のがんに具（セットにしたものに限る。）	五・八％ 四・二％	G/H S / 全 G/H S / 全
九五三・七〇	紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの その他のもの その他のがんに具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	五・八％ 四・二％	G/H S / 全 G/H S / 全
九五三・八〇	紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの その他のもの	五・八％ 四・二％	G/H S / 全 G/H S / 全
九五三・九〇	紡織用繊維の織物製、単金属製又はプラスチック製のもの その他のもの	五・八％ 四・二％	G/H S / 全 G/H S / 全
九五四・〇〇	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム ビリヤード用の物品及び附屬品 その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	無税 無税	G/H S / 全 G/H S / 全
九五四・一〇	遊戯用カード その他のもの チェスその他のテーブルゲーム	四・八％ 無税	G/H S / 全 G/H S / 全

九五五・二	△用具並びにその部分品及び 附属品 ボーリングボール その他のもの	四・八％ 無税	G/H/S/セ G/H/S/セ
九五五・三	祝祭用品、カーニバル用品その他の 娯楽用品（奇術用具を含む。）	五・七％ 無税	G/H/S/セ G/H/S/セ
九五五・四	クリスマス用品	四・八％	G/H/S/セ
九五五・五	その他のもの	四・八％	G/H/S/セ
九五五・六	体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品 （この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用の プール	四・八％	G/H/S/セ
九五五・七	スキーその他のスキー用具	二・四％	G/H/S/セ
九五五・八	スキー	二・四％	G/H/S/セ
九五五・九	スキーの締め具	二・四％	G/H/S/セ
九五五・一〇	その他のもの	二・四％	G/H/S/セ
九五五・一一	水上スキー、サーフボード、セー ルボードその他の水上運動用具	無税	G/H/S/セ
九五五・一二	セーリングボード	無税	G/H/S/セ
九五五・一三	その他のもの	無税	G/H/S/セ
九五五・一四	ゴルフクラブその他のゴルフ用具 クラブ（完成品に限る。）	無税	G/H/S/セ
九五五・一五	ボール	無税	G/H/S/セ
九五五・一六	その他のもの	無税	G/H/S/セ
九五五・一七	卓球用具	四・八％	G/H/S/セ
九五五・一八	テニスラケット、バドミントンラ ケットその他これらに類するラケ ット（ガットを張つてあるかない かを問わない。）	無税	G/H/S/セ
九五五・一九	テニスラケット（ガットを張つ てあるかないかを問わない。）	無税	G/H/S/セ
九五五・二〇	その他のもの	四・八％	G/H/S/セ
九五五・二一	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボ ールを除く。）	四・八％	G/H/S/セ
九五五・二二	テニスボール	四・八％	G/H/S/セ
九五五・二三	空気入れ式のもの	四・八％	G/H/S/セ

九六六・六九	その他のもの	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	アイスクスケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む）	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	その他のもの	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	体操用具及び競技用具	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	その他のもの	無税	G/H S/全
九六六・七〇	釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びに釣り具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	釣りざお	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	釣り用リール	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	その他のもの	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む）	四・八%	G/H S/全
九六六・七〇	アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品	七・五%	G/H S/全
九六六・七〇	ぞうげのもの	五・八%	G/H S/全
九六六・七〇	その他のもの	八・二%	G/H S/全
九六六・七〇	その他のもの		
九六六・七〇	べつこう又はさんごの加工品及び製品		
九六六・七〇	真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品（ボタンの製造に適する形状にしたものに限る）		

九〇・〇〇	その他のもの 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）成形品 彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品 ゼラチンカプセル その他のもの	四・八％ 五・一％ G/H S/セ
九〇・三	はつき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛グスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローリースクイージーを除く。）ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。） 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。） 歯ブラシ その他のもの	三・七％ G/H S/セ
九〇・三	その他のもの	三・七％ 五・八％ G/H S/セ
九〇・三・元	その他のもの	一〇％ 一〇％ G/H S/セ

九〇三・三	美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	一〇%	G/H/S/セ
九〇三・四	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く）、ペイントパッド及びペイントローラー	一〇%	G/H/S/セ
九〇三・五	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る）	四・九%	G/H/S/セ
九〇三・六	その他のもの	八・二%	G/H/S/セ
九〇三・七	羽毛グスター	三・二%	G/H/S/セ
九〇三・八	ほうき製造用又はブラシ製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品	無税	G/H/S/セ
九〇三・九	床掃除機	一〇%	G/H/S/セ
九〇四・〇	その他のもの	四・八%	G/H/S/セ
九〇四・一	手ふるい	一〇%	G/H/S/セ
九〇四・二	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄のものに限る）	一〇%	G/H/S/セ
九〇五	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む）並びにボタンのブランド		
九〇六・一	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品	八%	G/H/S/セ
九〇六・二	ボタン	八%	G/H/S/セ
九〇六・三	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆していないもの	八%	G/H/S/セ
九〇六・四	単金属製のもので紡織用繊維を被覆していないもの	八%	G/H/S/セ
九〇六・五	その他のもの	四・九%	G/H/S/セ
九〇六・六	貝殻製のもの	八%	G/H/S/セ
九〇六・七	その他のもの		
九〇六・八	ボタンの部分品（ボタンモールド		

六〇七	を含む。）及びボタンのブランク スライドファスナー及びその部分品 スライドファスナー	無税	G/H S/セ
六〇七・一	の 単金属性の務歯を取り付けたも の	四・二%	G/H S/セ
六〇七・九	その他のもの	四・二%	G/H S/セ
六〇七・三〇	部分品	四・二%	G/H S/セ
六〇八	ボールペン、フェルトペンその他の 浸透性のペン先を有するペン及びマ ーカー、万年筆その他のペン、鉄 筆、シャープペンシル並びにペン 軸、ペンシルホルダーその他これら に類するホルダー並びにこれらの部 分品（キャップ及びクリップを含む ものとし、第九六・〇九項の物品を 除く。） ボールペン 軸又はキャップに貴金属、こ れを張り若しくはめつきた 金属、貴石、半貴石、真珠、 さんご、ぞうげ又はべつこう を使用したもの その他のもの	無税 七・五%そ の率が一本 につき一円 八九銭の従 量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	G/H S/セ G/H S/セ
六〇八・三	フェルトペンその他の浸透性のペ ン先を有するペン及びマーカー 万年筆その他のペン 製図用ペン（墨汁を使用するも のに限る。） 軸又はキャップに貴金属 これに張り若しくはめつき	五・八%	G/H S/セ
六〇八・三			

六〇八・元		した金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税	G/H S/セ
六〇八・元		その他のもの	八・二%	G/H S/セ
六〇八・元		軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税	G/H S/セ
六〇八・元		その他のもの	八・二%	G/H S/セ
六〇八・元		シャープペンシル	無税	G/H S/セ
六〇八・元		軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税	G/H S/セ
六〇八・元		その他のもの	八・二%	G/H S/セ
六〇八・元		第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	七・五%	G/H S/セ
六〇八・元		ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	七・五%（その率が一本につき七五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G/H S/セ
六〇八・元		その他のもの	四・二%	G/H S/セ
六〇八・元		ペン先及びニブポイント	五・一%	G/H S/セ
六〇八・元		その他のもの	五・一%	G/H S/セ
六〇八・元		鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テールースチョーク及び筆記用又は図画		

六三・〇〇	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）	四・八%	G/H S/セ
六三・〇〇	鉛筆のしん（色を問わない。）	四・八%	G/H S/セ
六三・〇〇	その他のもの	四・八%	G/H S/セ
六三・〇〇	石炭、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	四・八%	G/H S/セ
六二・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンボジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	四・二%	G/H S/セ
六二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することのできる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付てあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	四・二%	G/H S/セ
六三・〇〇	リボン	四・二%	G/H S/セ
六三・〇〇	インキパッド	四・八%	G/H S/セ
六三・〇〇	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	六・四%	G/H S/セ
六三・〇〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）		
六三・〇〇	携帯用ライター（ガスを燃料とし		

	六三・三 六三・六 六四	使用するものでガスの詰替えができるものに限る。） 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、そうげ又はべつこうを使用したもの その他のもの 卓上用ライター その他のライター 部分品 喫煙用パイプ（パイプボールを含む）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊 パイプ及びパイプボール その他のもの くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く）。及びこれらの部分品 くし、ヘアスライドその他これらに類する物品 硬質ゴム製又はプラスチック製のものの その他のもの その他のもの 木製のもの アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの 鉄鋼製のもの アルミニウム製のもの	八二％ 六四％ 五一％ 五・一％ 五・八％ 八％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	六四・二 六四・三 六四・四 六四・五		五・八％ 八％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	六五・一 六五・二 六五・三 六五・四 六五・五		五・八％ 五・八％ 五・八％ 五・一％ 四％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	六六・一 六六・二 六六・三 六六・四 六六・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	六七・一 六七・二 六七・三 六七・四 六七・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	六八・一 六八・二 六八・三 六八・四 六八・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	六九・一 六九・二 六九・三 六九・四 六九・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七〇・一 七〇・二 七〇・三 七〇・四 七〇・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七一・一 七一・二 七一・三 七一・四 七一・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七二・一 七二・二 七二・三 七二・四 七二・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七三・一 七三・二 七三・三 七三・四 七三・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七四・一 七四・二 七四・三 七四・四 七四・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七五・一 七五・二 七五・三 七五・四 七五・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七六・一 七六・二 七六・三 七六・四 七六・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七七・一 七七・二 七七・三 七七・四 七七・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七八・一 七八・二 七八・三 七八・四 七八・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	七九・一 七九・二 七九・三 七九・四 七九・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八〇・一 八〇・二 八〇・三 八〇・四 八〇・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八一・一 八一・二 八一・三 八一・四 八一・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八二・一 八二・二 八二・三 八二・四 八二・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八三・一 八三・二 八三・三 八三・四 八三・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八四・一 八四・二 八四・三 八四・四 八四・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八五・一 八五・二 八五・三 八五・四 八五・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八六・一 八六・二 八六・三 八六・四 八六・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八七・一 八七・二 八七・三 八七・四 八七・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八八・一 八八・二 八八・三 八八・四 八八・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	八九・一 八九・二 八九・三 八九・四 八九・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	九〇・一 九〇・二 九〇・三 九〇・四 九〇・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	九一・一 九一・二 九一・三 九一・四 九一・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	九二・一 九二・二 九二・三 九二・四 九二・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	九三・一 九三・二 九三・三 九三・四 九三・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ G/H S /セ
	九四・一 九四・二 九四・三 九四・四 九四・五		五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％ 五・一％	G/H S /セ G/H S /セ G/H S /

六六六	その他のもの 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	五・八％ 六・四％	G / HS / ㊦ G / HS / ㊦
六六六・〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	五・八％	G / HS / ㊦
六六六・〇〇	化粧用のパフ及びパッド	五・八％	G / HS / ㊦
六六七〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	五・八％	G / HS / ㊦
六六八〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの、書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）及びカラージュその他これに類する装飾板	四・八％	G / HS / ㊦
九〇一	書画	無税	G / HS / ㊦
九〇二・〇	その他のもの	無税	G / HS / ㊦
九〇二・〇〇	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税	G / HS / ㊦
九〇二・〇〇〇	彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税	G / HS / ㊦
九〇三〇〇	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用したもの並びに使用してないもののうち仕向国において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。）	無税	G / HS / ㊦
九〇五〇〇	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）	無税	G / HS / ㊦

G A T T ジュネーヴ議定書（一九八七年）

九六〇〇	こつとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）	無税	G/H/S/各			
星印（・）は、これを付した物品には民間航空機貿易に関する協定により免税待遇を与えられる同協定の対象産品を含むことを意味する。付表参照						

付表

民間航空機貿易に関する協定附属書に掲げる產品
 注 次の表において「関稅率表番號のうち」とは、當該番號に對
 應して品名欄に掲げる產品には統一システムの下のにおける當
 該番號の產品のすべてを含むものではないことを意味する。

關稅率表番號 のうち	品 名
三九一七・二一	硬質の管及びホース（継手付きのものでエチレンの重合體製のものに限る。）
三九一七・二二	硬質の管及びホース（継手付きのものでプロピレンの重合體製のものに限る。）
三九一七・二三	硬質の管及びホース（継手付きのもので塩化ビニルの重合體製のものに限る。）
三九一七・二九	硬質の管及びホース（継手付きのものでその他のプラスチック製のものに限る。）
三九一七・三一	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）
三九一七・三三	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九一七・三九	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものに限る。）
三九一七・四〇	管及びホースの継手（プラスチック製のものに限る。）
三九二六・九〇	その他のプラスチック製品
四〇〇八・二九	加硫したゴム（セルララバー及び硬質ゴムを除く。）の形材（特定の大きさに切つたものに限る。）
四〇〇九・五〇	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四〇一一・三〇	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
四〇一一・一〇	ゴム製の空気タイヤ（更生したものに限る。）

SCHEDULE XXVIII - JAPAN

ANNEX

The products in the Annex
 to the Agreement on Trade in Civil Aircraft

Notes:

For the purpose of this Annex, "ex" has been put in parentheses after the description referred to, to show that the entire range of products within the tariff item numbers listed below.

G A T T ジ ャ ネ ー ヴ 議 定 書 (一 九 八 七 年)

四〇二・二・〇〇	ゴム製の空気タイヤ(中古のものに限る。)
四〇一・六・一〇	その他の加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)
四〇一・六・九三	加硫したゴム(セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。)
四〇一・六・九九	ワッシャーその他のシール
四〇一・七・〇〇	その他の加硫したゴム(セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。)
四五〇・四・九〇	硬質ゴム製の管及びホース(継手付きのもので液体用又は気体用のものに限り。)
四八二・三・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール(縦集コルク製のものに限り。)
六八二・一・九〇	ワッシャーその他のシール(紙製又は板紙製のものに限り。)
六八二・一・一〇	その他の石綿製品
六八二・一・一〇	ブレイキライニング及びブレイキパッド(取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもとした摩擦材料のものに限る。)
六八二・一・一〇	クラッチ用その他これに類する用途に供するその他の製品(取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもとした摩擦材料のものに限る。)
七〇〇・七・二一	風防ガラス(合わせガラスのものに限る。)
七三〇・四・三一	鉄製又は非合金鋼製の管(円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及び鋳鉄製のものを除く。)
七三〇・四・三九	鉄製又は非合金鋼製の管(円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のものと及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。)
七三〇・四・四一	ステンレス鋼製の管(円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるものを除く。)
七三〇・四・四九	ステンレス鋼製の管(円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるものと及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。)
七三〇・四・五一	合金鋼製の管(円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるものと及びステンレス鋼製のものを除く。)
七三〇・四・五九	合金鋼製の管(円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、ステンレス鋼製のものと及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。)
七三〇・四・九〇	鉄鋼製の管(継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、ステンレス鋼製のものと及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。)

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

Tariff item number, Ex	Description of product		
3917.21	Tubes, pipes and hoses, rigid, of polymers of ethylene, with attached fittings	4009.50	Tubes, pipes and hoses, of vulcanised rubber other than hard rubber, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids
3917.22	Tubes, pipes and hoses, rigid, of polymers of propylene, with attached fittings	4011.30	New pneumatic tyres, of rubber
3917.23	Tubes, pipes and hoses, rigid, of polymers of vinyl chloride, with attached fittings	4012.10	Retreaded pneumatic tyres, of rubber
3917.29	Tubes, pipes and hoses, rigid, of other plastics, with attached fittings	4012.20	Used pneumatic tyres, of rubber
3917.31	Flexible tubes, pipes and hoses, of plastics, having a minimum burst pressure of 27.6 MPa, with attached fittings	4016.10	Other articles of cellular vulcanised rubber other than hard rubber
3917.33	Flexible tubes, pipes and hoses, of plastics, not reinforced or otherwise combined with other materials, with attached fittings	4016.93	Gaskets, washers and other seals, of non-cellular vulcanised rubber other than hard rubber
3917.39	Flexible tubes, pipes and hoses, of plastics, reinforced or otherwise combined with other materials, with attached fittings	4016.99	Other articles of non-cellular vulcanised rubber other than hard rubber
3917.40	Fittings for tubes, pipes and hoses, of plastics	4017.00	Tubes, pipes and hoses, of hard rubber, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids
3926.90	Other articles of plastics	4504.90	Gaskets, washers and other seals, of agglomerated cork
4008.29	Profile shapes of non-cellular vulcanised rubber other than hard rubber, cut to size	4023.90	Gaskets, washers and other seals, of paper or paperboard
		6012.90	Other articles of asbestos
		6013.10	Brake linings and pads, not mounted, of friction material with a basis of asbestos or of other mineral substances

七三〇六・三〇	鉄製又は非合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三〇六・四〇	ステンレス鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三〇六・五〇	合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、ステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇六・六〇	鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、円形の横断面を有するものを除く。）
七三二一・一〇	鉄鋼製のより線、ロープ及びケーブル（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三二一・九〇	鉄鋼製の組ひも、スリングその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三三二・九〇	動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（鉄鋼製のものに限るものとし、電気加熱式のものと及び部分品を除く。）
七三三三・九〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台
七三三六・二〇	その他の衛生用品（鉄鋼製のものに限る。）
七四一三・〇〇	鉄鋼の線から製造した製品
七六〇八・一〇	鋼製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七六〇八・二〇	アルミニウム製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、アルミニウム合金製のものを除く。）
七六〇八・二〇	アルミニウム合金製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八一〇八・九〇	チタン製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八三〇二・一〇	単金属製のちようつがい
八三〇二・二〇	単金属製の取付具付きキャスター
八三〇二・四二	単金属製の取付具その他これに類する物品（家具に連するものに限る。）
八三〇二・四九	その他の単金属製の取付具その他これに類する物品
八三〇二・六〇	鉄鋼製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限る。）
八三〇七・一〇	単金属製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限るものとし、鉄鋼製のものを除く。）
八三〇七・九〇	単金属製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限るものとし、鉄鋼製のものを除く。）
八四〇七・一〇	ヒストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンで、

6813.90	Other articles, not mounted, for clutches or the like, of friction material with a basis of asbestos or other mineral substances	7304.59	Tubes and pipes, seamless, of circular cross-section, of alloy steel other than stainless steel, other than cold-drawn or cold-rolled (cold-reduced), with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids
7007.21	Windshields, of laminated safety glass	7304.90	Tubes and pipes, seamless, other than of circular cross-section, of iron (other than cast iron) or non-alloy steel, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids
7304.31	Tubes and pipes, seamless, of circular cross-section, of iron (other than cast iron) or non-alloy steel, cold-drawn or cold-rolled (cold-reduced), with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids	7306.30	Tubes and pipes, welded, of circular cross-section, of iron or non-alloy steel, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids
7304.39	Tubes and pipes, seamless, of circular cross-section, of iron (other than cast iron) or non-alloy steel, other than cold-drawn or cold-rolled (cold-reduced), with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids	7306.40	Tubes and pipes, welded, of circular cross-section, of stainless steel, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids
7304.41	Tubes and pipes, seamless, of circular cross-section, of stainless steel, cold-drawn or cold-rolled (cold-reduced), with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids	7306.50	Tubes and pipes, welded, of circular cross-section, of alloy steel other than stainless steel, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids
7304.49	Tubes and pipes, seamless, of circular cross-section, of stainless steel, other than cold-drawn or cold-rolled (cold-reduced), with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids	7306.60	Tubes and pipes, welded, of non-circular cross-section, of iron or steel, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids
7304.51	Tubes and pipes, seamless, of circular cross-section, of alloy steel other than stainless steel, cold-drawn or cold-rolled (cold-reduced), with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids	7312.10	Stranded wire, ropes and cables, of iron or steel, not electrically insulated, with attached fittings
		7312.90	Plated bands, slings, and the like, of iron or steel, not electrically insulated, with attached fittings

GATTジュネーブ議定書（一九八七年）

八四〇八・九〇	航空機用のものに限る。）
八四〇九・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四一一・一一	ターボジェット（推力が二五キロニュートン以下のものに限る。）
八四一一・一二	ターボジェット（推力が二五キロニュートンを超えるものに限る。）
八四一一・二二	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワット以下のものに限る。）
八四一一・二二	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワットを超えるものに限る。）
八四一一・二二	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワット以下のものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四一一・八二	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワットを超えるものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四一一・九一	ターボジェット又はターボプロペラの部分品
八四一一・九一	ガスタービンの部分品（ターボジェット又はターボプロペラのものを除く。）
八四二二・一一〇	反動エンジン（ターボジェットを除く。）
八四二二・二二	液体原動機（直線運動式（シリンドラー式）のものに限る。）
八四二二・二九	液体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四二二・三二	気体原動機（直線運動式（シリンドラー式）のものに限る。）
八四二二・三九	気体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四二二・八〇	電気式でない原動機（反動エンジン、液体原動機及び気体原動機を除く。）
八四二二・九〇	部分品（反動エンジン、液体エンジン、気体エンジンその他の電気式でない原動機のものに限る。）
八四三三・一九	液体ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）
八四三三・二〇	液体ハンドポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものを除く。）
八四三三・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）
八四三三・五〇	往復容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四二二・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四三三・六〇	回転容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四二二・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四三三・七〇	液体遠心ポンプ（第八四一三・一九号、第八四二二・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

7322.90	Air heaters and hot air distributors, not electrically heated, incorporating a motor-driven fan or blower, of iron or steel, excluding parts thereof	8307.10	Flexible tubing, of iron or steel, with attached fittings
7324.10	Sinks and wash basins, of stainless steel	8307.90	Flexible tubing, of base metal other than iron or steel, with attached fittings
7324.90	Other sanitary ware, of iron or steel	8407.10	Spark-ignition reciprocating or rotary internal combustion piston aircraft engines
7326.20	Articles of iron or steel wire	8408.90	Compression-ignition internal combustion piston aircraft engines (diesel or semi-diesel engines)
7413.00	Stranded wire, cables, plaited bands and the like, of copper, not electrically insulated, with attached fittings	8409.10	Parts suitable for use solely or principally with aircraft engines of subheading No. 8407.10 or 8408.90
7608.10	Tubes and pipes, of aluminum not alloyed, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids	8411.11	Turbo-jets of a thrust not exceeding 25 kN
7608.20	Tubes and pipes, of aluminum alloyed, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids	8411.12	Turbo-jets of a thrust exceeding 25 kN
8108.90	Tubes and pipes, of titanium, with attached fittings, suitable for conducting gases or liquids	8411.21	Turbo-propellers of a power not exceeding 1,100 kW
8302.10	Hinges, of base metal	8411.22	Turbo-propellers of a power exceeding 1,100 kW
8302.20	Castors with mountings of base metal	8411.81	Gas turbines, other than turbo-jets or turbo-propellers, of a power not exceeding 5,000 kW
8302.42	Base metal mountings, fittings and similar articles, suitable for furniture	8411.82	Gas turbines, other than turbo-jets or turbo-propellers, of a power exceeding 5,000 kW
8302.49	Other base metal mountings, fittings and similar articles	8411.91	Parts of turbo-jets or turbo-propellers
8302.60	Automatic door closers of base metal	8411.99	Parts of gas turbines, other than turbo-jets or turbo-propellers
		8412.10	Reaction engines other than turbo-jets

八四一三・八一	液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号、第八四一三・三〇号、第八四一三・五〇号、第八四一三・六〇号又は第八四一三・七〇号のポンプを除く。）
八四一三・九一	液体ポンプの部分品
八四一四・一〇	真空ポンプ
八四一四・三〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ
八四一四・三〇	気体圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）
八四一四・五一	ファン（出力が一五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）
八四一四・五九	ファン（第八四一四・五一号のものを除く。）
八四一四・八〇	その他の気体ポンプ及び気体圧縮機
八四一四・九〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品
八四一五・八一	エアコンデিশヨナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む）
八四一五・八二	エアコンデিশヨナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニットを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む、冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものを除く。）
八四一五・八三	エアコンデিশヨナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む、冷却ユニットを自蔵するものを除く。）
八四一五・九〇	エアコンデিশヨナー（第八四一五・八一号、第八四一五・八二号又は第八四一五・八三号のものに限る。）の部分品
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
八四一八・一〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・三〇	直立式冷凍庫（容量が九〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・四〇	圧縮式の冷蔵用機器（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）
八四一八・六九	冷蔵用又は冷凍用の機器（家庭用冷蔵庫及び第八四一八・一〇号、第八四一八・三〇号、第八四一八・四〇号又は第八四一八・六一号のものを除く。）
八四一九・五〇	熱交換装置
八四一九・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器
八四一九・九〇	部分品（第八四一九・五〇号の熱交換装置のものに限る。）
八四二一・一九	遠心分離機
八四二一・二二	水のろ過機及び清浄機
八四二一・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

8412.21	Hydraulic power engines and motors, linear acting (cylinders)	8413.01	Pumps for liquids, other than pumps of subheading No. 8413.19, 8413.20, 8413.30, 8413.50, 8413.60 or 8413.70
8412.29	Hydraulic power engines and motors, non-linear acting	8413.91	Parts of pumps for liquids
8412.31	Pneumatic power engines and motors, linear acting (cylinders)	8414.10	Vacuum pumps
8412.39	Pneumatic power engines and motors, non-linear acting	8414.20	Hand- or foot-operated air pumps
8412.80	Non-electric power engines and motors, other than reaction engines, or hydraulic or pneumatic power engines and motors	8414.30	Air or other gas compressors of a kind used in refrigerating equipment
8412.90	Parts of reaction engines, or of hydraulic, pneumatic, or other non-electric power engines and motors	8414.51	Fans, with a self-contained electric motor of an output not exceeding 125 W
8413.19	Pumps for liquids, fitted or designed to be fitted with a measuring device	8414.59	Fans, other than fans of subheading No. 8414.51
8413.20	Hand pumps for liquids, not fitted or designed to be fitted with a measuring device	8414.80	Other air pumps, air or gas compressors
8413.30	Fuel, lubricating or cooling medium pumps for internal combustion piston engines	8414.90	Parts of air or vacuum pumps, air or other gas compressors and fans
8413.50	Reciprocating positive displacement pumps for liquids, other than pumps of subheading No. 8413.19, 8413.20 or 8413.30	8415.01	Air conditioning machines, comprising a motor-driven fan and elements for changing the temperature and humidity, including those machines in which the humidity cannot be separately regulated, incorporating a refrigerating unit and a valve for reversal of the cooling/heat cycle
8413.60	Rotary positive displacement pumps for liquids, other than pumps of subheading No. 8413.19, 8413.20 or 8413.30	8415.02	Air conditioning machines, comprising a motor-driven fan and elements for changing the temperature and humidity, including those machines in which the humidity cannot be separately regulated, incorporating a refrigerating unit but not a valve for reversal of the cooling/heat cycle
8413.70	Centrifugal pumps for liquids, other than pumps of subheading No. 8413.19, 8413.20 or 8413.30		

八四二二・二九	水及び飲料以外の液体のろ過機及び清浄機（第八四二一・二三号のものを除く。）
八四二二・三二	内燃機関の吸気用のろ過機
八四二二・三九	気体のろ過機及び清浄機（内燃機関の吸気用のろ過機を除く。）
八四二四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
八四二五・一一	ブリータックル及びホイスト（電動機により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四二五・一九	ブリータックル及びホイスト（電動機以外の動力により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四二五・三一	ウインチ及びキャブスタン（電動機により作動するものに限る。）
八四二五・三九	ウインチ及びキャブスタン（電動機以外の動力により作動するものに限る。）
八四二五・四二	ジャッキ（液圧式のものに限る。）
八四二五・四九	ジャッキ（液圧式のものを除く。）
八四二六・九九	その他のクレーン
八四二八・一〇	昇降機及びスキップホイスト
八四二八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
八四二八・三三	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものでベルト型のものに限る。）
八四二八・三九	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限るものとし、ベルト型のものを除く。）
八四二八・九〇	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械
八四二八・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械
八四二八・二〇	デジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつていないかを問わない。）
八四二八・九一	デジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち、又はその二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四二八・九二	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないか及び同一のハウジングに記憶装置を収納しているかないかを問わない。）
八四二八・九三	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四二八・九四	次の機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、第八四類の第八四・七九項以外の項に該当するものを除く。）

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

0415.03	Air conditioning machines, comprising a motor-driven fan and elements for changing the temperature and humidity, including those machines in which the humidity cannot be separately regulated, not incorporating a refrigerating unit	0421.29	Machinery and apparatus for filtering or purifying other liquids than water or beverages, other than those of subheading No. 0421.23
0415.90	Parts of the air conditioning machines of subheading No. 0415.01, 0415.02 or 0415.03	0421.31	Intake air filters for internal combustion engines
0418.10	Combined refrigerator-freezers, fitted with separate external doors	0421.39	Machinery and apparatus for filtering or purifying gases other than intake air filters for internal combustion engines
0418.30	Freezers of the chest type, not exceeding 800 l capacity	0424.10	Fire extinguishers, whether or not charged
0418.40	Freezers of the upright type, not exceeding 300 l capacity	0425.11	Pulley tackle and hoists, other than skip hoists, powered by electric motor
0418.61	Compression type refrigerating units whose condensers are heat exchangers	0425.19	Pulley tackle and hoists, other than skip hoists, powered by other than an electric motor
0418.69	Refrigerating or freezing equipment other than household type refrigerators, or refrigerating or freezing equipment of subheading No. 0418.10, 0418.30, 0418.40 or 0418.61	0425.31	Winches or capstans powered by electric motor
0419.50	Heat exchange units	0425.39	Winches or capstans powered by other than an electric motor
0419.01	Apparatus for making hot drinks, or for cooking or heating food	0425.42	Jacks, hydraulic
0419.90	Parts of heat exchange units of subheading No. 0419.50	0425.49	Jacks, other than hydraulic
0421.19	Centrifuges	0426.99	Other cranes
0421.21	Machinery and apparatus for filtering or purifying water	0428.10	Lifts and skip hoists
0421.23	Oil or petrol filters for internal combustion engines	0428.20	Pneumatic elevators and conveyors
		0428.33	Continuous-action elevators and conveyors, for goods or materials, belt type

八四七九・一九〇	部分品（前号に掲げる機器のものに限る。）	始動装置（電気式でないものに限る。）
八四八三・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクラウンシャフトを含む。）及びクラウンク	プロペラ調整器（電気式でないものに限る。）
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	サポ機構（電気式でないものに限る。）
八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付ホイール、チェーンスプロ	ウインドスクリーンワイパー（電気式でないものに限る。）
八四八三・五〇	ケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）	油圧（空気圧式）蓄圧器
八四八三・六〇	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバータを含む。）	空気圧式始動装置（ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタ
八四八三・九〇	はずみ車及びブリーリー（ブリープロックを含む。）	ーピン用のものに限る。）
八四八四・一〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	トイレットユニット（航空機用に設計されたものに限る。）
八四八四・二〇	部分品（第八四八三・一〇号、第八四八三・三〇号、第八四八三・四〇	逆スラスト装置用作動機
八四八四・三〇	号、第八四八三・五〇号又は第八四八三・六〇号の製品のものに限る。）	空気加湿装置及び空気除湿装置
八四八四・四〇	ガasketその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板	
八四八四・五〇	製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）	
八四八四・六〇	材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし又	
八四八四・七〇	は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの	
八四八四・八〇	の交直両用電動機（出力が七五ワットを超え一五〇キロワット以下のもの	
八四八四・九〇	に限る。）	
八五〇一・一〇	直流電動機（出力が七五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限る	
八五〇一・二〇	。）及び直流発電機（出力が七五〇ワット以下のものに限る。）	
八五〇一・三〇	直流電動機及び直流発電機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット	
八五〇一・四〇	以下のものに限る。）	
八五〇一・五〇	直流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のもの	
八五〇一・六〇	に限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）及び直流発電機	
八五〇一・七〇	（出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のものに限る。）	
八五〇一・八〇	直流発電機（出力が三七五キロワットを超え五〇〇キロワット以下のもの	
八五〇一・九〇	に限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）	
八五〇一・一〇〇	単相交流電動機（出力が七五ワットを超え一五〇キロワット以下のもの	
八五〇一・一〇一	に限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）	
八五〇一・一〇二	多相交流電動機（出力が七五ワットを超え七五〇ワット以下のものに	

GATTジュネーヴ議定書（一九八七年）

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

8428.39	Continuous-action elevators and conveyors, for goods or materials, other than belt type		Toilet units specially designed for aircraft; Mechanical actuators for thrust reversers;
8428.90	Other lifting, handling, loading or unloading machinery		Air humidifiers and dehumidifiers
8471.10	Analogue or hybrid automatic data processing machines	8479.90	Parts of machines and mechanical appliances enumerated under subheading No. 8479.09
8471.20	Digital automatic data processing machines, containing in the same housing at least a central processing unit and an input and output unit, whether or not combined	8483.10	Transmission shafts (including cam shafts, and crank shafts) and cranks
8471.91	Digital processing units, whether or not presented with the rest of a system, which may contain in the same housing one or two of the following types of unit: storage units, input units, output units	8483.30	Bearing housings, not incorporating ball or roller bearings; plain shaft bearings
8471.92	Input or output units, whether or not presented with the rest of a system and whether or not containing storage units in the same housing	8483.40	Gears and gearing, other than toothed wheels, chain sprockets and other transmission elements presented separately; ball screws; gear boxes and other speed changers, including torque converters
8471.93	Storage units, whether or not presented with the rest of a system	8483.50	Flywheels and pulleys, including pulley blocks
8479.09	Machines and mechanical appliances having individual functions, not specified or included elsewhere in Chapter 84, the following: Non-electric starter motors; Propeller regulators, non-electric; Servo-mechanisms, non-electric; Windscreen wipers, non-electric; Hydropneumatic accumulators; Pneumatic starters for turbo-jets, turbo-propellers, or other gas turbines;	8483.60	Clutches and shaft couplings (including universal joints)
		8483.90	Parts of the articles of subheading No. 8483.10, 8483.30, 8483.40, 8483.50 or 8483.60
		8484.10	Gaskets and similar joints of metal sheeting combined with other material or of two or more layers of metal
		8484.90	Seals or assemblies of gaskets and similar joints, dissimilar in composition, put up in pouches, envelopes or similar packings

G A T T ジ ュ ネ ー ヴ 議 定 書 (一 九 八 七 年)

八五〇一・五二	限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。)
八五〇一・五三	多相交流電動機(出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。)
八五〇一・六二	多相交流電動機(出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。)
八五〇一・六三	交流発電機(出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。)
八五〇一・六二	交流発電機(出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。)
八五〇一・六三	交流発電機(出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のものに限る。)
八五〇二・一一	発電機(ビストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペア以下のもにに限る。)
八五〇二・一二	発電機(ビストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。)
八五〇二・一三	発電機(ビストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が三七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。)
八五〇二・二〇	発電機(ビストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。)
八五〇二・三〇	発電機(その他の原動機とセットにしたものに限る。)
八五〇二・四〇	ロータリーコンバーター
八五〇四・一〇	放電管用安定器
八五〇四・三一	トランスフォーマー(容量が一キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。)
八五〇四・三二	トランスフォーマー(容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。)
八五〇四・三三	ボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。)
八五〇四・四〇	スタティックコンバーター
八五〇四・五〇	インダクター(放電管用安定器を除く。)
八五〇七・一〇	鉛蓄電池(ビストンエンジンに始動に使用する種類のものに限る。)
八五〇七・二〇	その他の鉛蓄電池
八五〇七・三〇	ニッケル・カドミウム蓄電池
八五〇七・四〇	ニッケル・鉄蓄電池
八五〇七・八〇	その他の蓄電池
八五〇七・九〇	部分品(蓄電池のものに限る。)

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

8501.20	Electric universal AC/DC motors, of an output exceeding 735 W but not exceeding 150 kW	8501.61	Electric AC generators (alternators), of an output not exceeding 75 kVA
8501.31	Electric DC motors of an output exceeding 735 W but not exceeding 750 W; electric DC generators of an output not exceeding 750 W	8501.62	Electric AC generators (alternators), of an output exceeding 75 kVA but not exceeding 375 kVA
8501.32	Electric DC motors and electric DC generators, of an output exceeding 750 W but not exceeding 75 kW	8501.63	Electric AC generators (alternators), of an output exceeding 375 kVA but not exceeding 750 kVA
8501.33	Electric DC motors, other than those of subheading No. 8501.20, of an output exceeding 75 kW but not exceeding 150 kW; electric DC generators, of an output exceeding 75 kW but not exceeding 375 kW	8502.11	Electric generating sets with compression-ignition internal combustion piston engines, of an output not exceeding 75 kVA
8501.34	Electric DC generators, of an output exceeding 375 kW	8502.12	Electric generating sets with compression-ignition internal combustion piston engines, of an output exceeding 75 kVA but not exceeding 375 kVA
8501.40	Electric AC motors, single phase other than those of subheading No. 8501.20, of an output exceeding 735 W but not exceeding 150 kW	8502.13	Electric generating sets with compression-ignition internal combustion piston engines, of an output exceeding 375 kVA
8501.51	Electric AC motors, multiphase, other than those of subheading No. 8501.20, of an output exceeding 735 W but not exceeding 750 W	8502.20	Electric generating sets with spark-ignition internal combustion piston engines
8501.52	Electric AC motors, multiphase, other than those of subheading No. 8501.20, of an output exceeding 750 W but not exceeding 75 kW	8502.30	Other electric generating sets
8501.53	Electric AC motors, multiphase, other than those of subheading No. 8501.20, of an output exceeding 75 kW but not exceeding 150 kW	8502.40	Electric rotary converters
		8504.10	Ballasts for discharge lamps or tubes
		8504.31	Electrical transformers, other than liquid dielectric transformers, having a power handling capacity not exceeding 1 kVA

八五二・一〇	点火プラグ
八五二・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機
八五二・三〇	ディストリビューター及びイグニションコイル
八五二・四〇	スターター及び始動充電発電機
八五二・五〇	その他の発電機（火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関に使用する種類のものに限る。）
八五二・六〇	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類のその他の電気機器及びこれらの内燃機関に使用する種類の閉閉器
八五二・七〇	電熱用抵抗体（単に絶縁物と接続しとを取り付けたもので着水の防止用又は除去用のものに限る。）
八五二・八〇	マイクホン及びそのスタンド
八五二・九〇	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五二・一〇〇	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五二・一〇〇	拡声器（エンクロージャーに取り付けたものを除く。）
八五二・一〇〇	マイクホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン
八五二・一〇〇	可聴周波増幅器
八五二・一〇〇	電気式音響増幅装置
八五二・一〇〇	磁気式テープレコーダーその他の録音器（音声再生装置を自蔵するものを除く。）
八五二・一〇〇	ビデオの記録用又は再生用の機器（磁気テープ式のものに限る。）
八五二・一〇〇	第八五二・九〇号の製品の部分組立品（二以上の部品を固定し又は接続したものに限る。）
八五二・一〇〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものを除く。）
八五二・一〇〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）
八五二・一〇〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）
八五二・一〇〇	飛行用無線機器
八五二・一〇〇	無線遠隔制御機器
八五二・一〇〇	無線電話用又は無線電信用の受信機器（ラジオ放送用受信機器を除く。）
八五二・一〇〇	アンテナ及びアンテナ反射器（第八五二・五項から第八五二・七項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。）
八五二・一〇〇	第八五二・六項の機器の部分組立品（二以上の部品又は部品を固定し又は接続したもので、民間航空機用に設計したものに限る。）
八五二・一〇〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
八五二・一〇〇	表示盤（液晶ディスプレイ又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

8504.32	Electrical transformers, other than liquid dielectric transformers, having a power handling capacity exceeding 1 kVA but not exceeding 16 kVA	8511.50	Other electrical generators of a kind used in conjunction with spark-ignition or compression-ignition internal combustion engines
8504.33	Electrical transformers, other than liquid dielectric transformers, having a power handling capacity exceeding 16 kVA but not exceeding 500 kVA	8511.60	Other electrical ignition or starting equipment of a kind used for or in conjunction with spark-ignition or compression-ignition internal combustion engines, and cut-outs of a kind used in conjunction with such engines
8504.40	Electrical static converters	8516.80	Electric heating resistors assembled only with a single insulated former and electrical connections, used for anti-icing or de-icing
8504.50	Electrical inductors other than ballasts for discharge lamps or tubes	8510.10	Microphones and stands therefor
8507.10	Electric accumulators, lead-acid, of a kind used for starting piston engines	8510.21	Single loudspeakers, mounted in their enclosures
8507.20	Other electric accumulators, lead-acid	8510.22	Multiple loudspeakers, mounted in the same enclosure
8507.30	Electric accumulators, nickel-cadmium	8510.29	Loudspeakers, not mounted in their enclosures
8507.40	Electric accumulators, nickel-iron	8510.30	Headphones, earphones, and combined microphone/speaker sets
8507.80	Other electric accumulators	8510.40	Audio-frequency electric amplifiers
8507.90	Parts of electric accumulators	8510.50	Electric sound amplifier sets
8511.10	Spark plug	8520.90	Magnetic tape recorders and other sound recording apparatus not incorporating a sound reproducing device
8511.20	Ignition magnetos; magneto-dynamos; magnetic flywheels		
8511.30	Distributors; ignition coils		
8511.40	Electrical starter motors and dual purpose starter-generators		

G A T T ジュネーヴ議定書（一九八七年）

八五三・一八〇	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（第八五三・一〇号又は第八五三・二〇号のものを除く。）
八五三・一八〇	シールドビームランプ
八五四・三八〇	フライトレコーダー、電気式シンクロ及び電気式変換器並びに電気抵抗体を使用した曇り除去装置（航空機用のものに限り。）
八五四三・九〇	フライトレコーダーの部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したものに限り。）
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（航空機に使用する種類のものに限り。）
八八〇一・一〇	グライダー及びハンググライダー
八八〇一・九〇	原動機を有しない航空機（グライダー及びハンググライダーを除く。）、気球及び飛行船
八八〇二・一一	ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限り。）
八八〇二・一二	ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラムを超えるものに限り。）
八八〇二・二〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限り。）
八八〇二・三〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のものに限り。）
八八〇二・四〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるものに限り。）
八八〇三・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
八八〇三・二〇	着陸装置及びその部分品
八八〇三・三〇	飛行機又はヘリコプターの部分品（第八八〇三・一〇号又は第八八〇三・二〇号のものを除く。）
八八〇三・九〇	その他の部分品（第八八・一〇一項又は第八八・一二項の物品のものに限る。）
八八〇五・二〇	航空用地上訓練装置及びその部分品
九〇〇一・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品 材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。
九〇〇二・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品 材料を問わず、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限るものとし、対物レンズ、フィルター及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇〇四・一〇	羅針盤
九〇〇四・二〇	空中航行用の機器（羅針盤を除く。）
九〇〇四・九〇	部分品及び付属品（羅針盤又は空中航行用の機器（羅針盤を除く。）のものに限る。）

SCHEDULE XXIV - JAPAN

8521.10	Video recording or reproducing apparatus, magnetic tape-type	8531.80	Electrical sound or visual signalling apparatus other than those of subheading No. 8531.10 or 8531.20
8522.90	Assemblies and sub-assemblies of articles provided for in subheading No. 8520.90, consisting of two or more pieces fastened or joined together	8539.10	Sealed beam lamp units
8525.10	Transmission apparatus for radio-telephony, or radio-telegraphy, not incorporating reception apparatus	8543.80	Flight recorders; electric synchron and transducers; de-rotators and de-mixers with electric resistors for aircraft
8525.20	Transmission apparatus for radio-telephony, or radio-telegraphy, incorporating reception apparatus	8543.90	Assemblies and sub-assemblies for flight recorders, consisting of two or more parts or pieces fastened or joined together
8526.10	Radar apparatus	8544.30	Ignition wiring sets and other wiring sets of a kind used in aircraft
8526.91	Radio navigational aid apparatus	8801.10	Giders and hang gliders
8526.92	Radio remote control apparatus	8801.90	Balloons and dirigibles; non-powered aircraft other than gliders or hang gliders
8527.90	Reception apparatus for radio-telephony or radio-telegraphy other than radio-broadcast receivers	8802.11	Helicopters of an unladen weight not exceeding 2,000 kg
8529.10	Aerials and aerial reflectors of all kinds, suitable for use solely or principally with the apparatus of headings Nos. 85.25 to 85.27	8802.12	Helicopters of an unladen weight exceeding 2,000 kg
8529.90	Assemblies and sub-assemblies of the apparatus of heading No. 85.26, consisting of two or more parts or pieces fastened or joined together, specially designed for installation in civil aircraft	8802.20	Aeroplanes and other powered aircraft, of an unladen weight not exceeding 2,000 kg
8531.10	Durglar or fire alarm and similar apparatus	8802.30	Aeroplanes and other powered aircraft, of an unladen weight exceeding 2,000 kg but not exceeding 15,000 kg
8531.20	Indicator panels incorporating liquid crystal devices (LCD) or light emitting diodes (LED)	8802.40	Aeroplanes and other powered aircraft, of an unladen weight exceeding 15,000 kg

九〇二・〇〇	呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスク並びに部分品を除く。）
九〇二・一	温度計（液体封入のもので直読式のものに限るものとし、その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二・一九	その他の温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二・五・八〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二・五・八〇	その他の電気式又は電子式機器（第九〇二・五項のものに限る。）
九〇二・五・九〇	部分品及び付属品（第九〇二・五・一〇号、第九〇二・五・一九号、第九〇二・五・二〇号又は第九〇二・五・八〇号のものに限る。）
九〇二・六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用の機器
九〇二・六・二〇	液体又は気体の圧力の測定用又は検査用の機器
九〇二・六・八〇	液体又は気体の変量の測定用又は検査用の機器（第九〇二・六・一〇号又は第九〇二・六・二〇号の機器を除く。）
九〇二・六・九〇	部分品（第九〇二・六・一〇号、第九〇二・六・二〇号又は第九〇二・六・八〇号の機器のものに限る。）
九〇二・九・一〇	積算回転計（電気式又は電子式のものに限る。）
九〇二・九・二〇	速度計及び回転速度計
九〇三・〇・九〇	部分品及び付属品（積算回転計、速度計又は回転速度計のものに限る。）
九〇三・〇・一〇	電離放射線の測定用又は検査用の機器
九〇三・〇・二〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ
九〇三・〇・三二	マルチメーター（電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のもので、記録装置を有しないものに限る。）
九〇三・〇・三九	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三・〇・一〇号、第九〇三・〇・二〇号又は第九〇三・〇・三二号のものを除く。）
九〇三・〇・四〇	電気的量の測定用又は検査用の機器（遠隔通信用に特に設計したものに限るものとし、第九〇三・〇・一〇号、第九〇三・〇・二〇号、第九〇三・〇・三二号又は第九〇三・〇・三九号のものを除く。）
九〇三・〇・八一	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有するものに限るものとし、第九〇三・〇・一〇号、第九〇三・〇・二〇号又は第九〇三・〇・四〇号のものを除く。）
九〇三・〇・八九	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三・〇・一〇号、第九〇三・〇・二〇号、第九〇三・〇・三二号又は第九〇三・〇・四〇号のものを除く。）
九〇三・〇・九〇	部分品及び付属品（第九〇三・〇・一〇号、第九〇三・〇・二〇号、第九〇三・〇・三二号、第九〇三・〇・三九号、第九〇三・〇・四〇号、第九〇三・〇・八一号又は第九〇三・〇・八九号の機器のものに限る。）

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

8003.10	Propellers and rotors and parts thereof	9025.11	Liquid filled thermometers, for direct reading, not combined with other instruments
8003.20	Under-carriages and parts thereof	9025.19	Other thermometers, not combined with other instruments
8003.30	Parts of aeroplanes or helicopters other than those of subheading No. 8003.10 or 8003.20	9025.20	Barometers, not combined with other instruments
8003.90	Other parts of the goods of heading No. 80.01 or 80.02	9025.80	Other electric or electronic instruments of heading No. 90.25
8005.20	Ground flying trainers and parts thereof	9025.90	Parts and accessories of subheading No. 9025.11, 9025.19, 9025.20 or 9025.80
9001.90	Lenses, prisms, mirrors and other optical elements, of any material, unmounted, other than such elements of glass not optically worked	9026.10	Instruments and apparatus for measuring or checking the flow or level of liquids
9002.90	Lenses, prisms, mirrors and other optical elements, other than objective lenses or filters, of any material, mounted, being parts or fittings for instruments or apparatus, other than such elements of glass not optically worked	9026.20	Instruments and apparatus for measuring or checking pressure of liquids or gases
9014.10	Direction finding compasses	9026.80	Instruments and apparatus for measuring or checking variables of liquids or gases, other than the instruments and apparatus of subheading No. 9026.10 or 9026.20
9014.20	Instruments and appliances for aeronautical navigation (other than compasses)	9026.90	Parts of instruments and apparatus of subheading No. 9026.10, 9026.20 or 9026.80
9014.90	Parts and accessories for direction finding compasses and for instruments and appliances for aeronautical navigation (other than compasses)	9029.10	Revolutions counters, electric or electronic
9020.00	Breathing appliances and gas masks, excluding protective masks having neither mechanical parts nor replaceable filters, and excluding parts thereof	9029.20	Speed indicators and tachometers
		9029.90	Parts and accessories of revolution counters, speed indicators or tachometers
		9030.10	Instruments and apparatus for measuring or detecting ionising radiations

G A T T ジュネーブ議定書（一九八七年）

九〇三・一・八〇	測定用又は検査用の機器（第九〇・三〇項に該当するものを除く。）
九〇三・一・九〇	部分品及び附属品（第九〇三・一・八〇号の機器のものに限る。）
九〇三・一・一〇	サーモスタット
九〇三・二・二〇	マノスタット
九〇三・二・八一	自動調整機器（液体式又は気体式のものに限る。）
九〇三・二・八九	その他の自動調整機器
九〇三・二・九〇	部分品及び附属品（第九〇・三二項の自動調整機器のものに限る。）
九〇三・二・九〇	計器盤用時計その他これに類する時計（航空機用のものに限る。）
九〇四・〇・〇〇	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であつて、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有し、かつ、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものに限る。）
九〇九・九・一九	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であつて、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有するものに限るものとし、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものを除く。）
九一〇九・九・九〇	懸掛け（革張りのものを除く。）
九四〇一・一・一〇	金属製家具（懸掛けを除く。）
九四〇三・三・七〇	プラスチック製家具（懸掛けを除く。）
九四〇五・一・一〇	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四〇五・一・一〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四〇五・五・六〇	部分品（第九四〇五・一・一〇号又は第九四〇五・六・六〇号の製品のもので、プラスチック製のものに限る。）
九四〇五・五・九二	部分品（第九四〇五・一・一〇号又は第九四〇五・六・六〇号の製品のもので、卑金属製のものに限る。）
九四〇五・五・九九	部分品（第九四〇五・一・一〇号又は第九四〇五・六・六〇号の製品のもので、卑金属製のものに限る。）

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

9030.20	Cathode-ray oscilloscopes and cathode-ray oscillographs	9032.10	Thermostats
9030.31	Multimeters for measuring or checking voltage, current, resistance or power, without a recording device	9032.20	Manostats
9030.39	Instruments and apparatus, other than those of subheading No. 9030.10, 9030.20 or 9030.31, for measuring or checking voltage, current, resistance or power, without a recording device	9032.01	Hydraulic or pneumatic automatic regulating or controlling instruments and apparatus
9030.40	Instruments and apparatus, other than those of subheading No. 9030.10, 9030.20, 9030.31 or 9030.39, for measuring or checking electrical quantities, specially designed for telecommunications	9032.09	Other automatic regulating or controlling instruments and apparatus
9030.81	Instruments and apparatus, other than those of subheading No. 9030.10, 9030.20 or 9030.40, for measuring or checking electrical quantities with a recording device	9032.90	Parts and accessories of automatic regulating or controlling instruments and apparatus of heading No. 90.32
9030.09	Instruments and apparatus, other than those of subheading No. 9030.10, 9030.20, 9030.31 or 9030.40, for measuring or checking electrical quantities, without a recording device	9104.00	Instrument panel clocks and clocks of a similar type for aircraft
9030.90	Parts and accessories of instruments and apparatus of subheading No. 9030.10, 9030.20, 9030.31, 9030.39, 9030.40, 9030.01 or 9030.09	9109.19	Clock movements measuring not over 50 mm in width or diameter, complete and assembled, other than battery, accumulator or mains powered, other than for alarm clocks
9031.00	Measuring or checking instruments and apparatus not specified or included in heading No. 90.30	9109.90	Clock movements measuring not over 50 mm in width or diameter, complete and assembled, other than battery, accumulator or mains powered, other than for alarm clocks
9031.90	Parts and accessories of the instruments and apparatus of subheading No. 9031.00	9401.10	Seats, other than leather covered seats
		9403.20	Metal furniture, other than seats
		9403.70	Furniture of plastics, other than seats
		9405.10	Electric ceiling or wall lighting fittings, of base metal or of plastics
		9405.60	Illuminated signs, illuminated name-plates and the like, of base metal or of plastics

該当するものはない。

第二部 特恵関税率表

GATTジュネーヴ議定書（一九八七年）

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

9405.92	Parts of the articles of subheading No. 9405.10 or 9405.60, of plastic
9405.99	Parts of the articles of subheading No. 9405.10 or 9405.60, of base metal

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

Part II

Preferential tariff

nil

（参考）

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定の下で合意された参加国の関税率の表を商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に基づく表に代えること等について規定している。